

平成30年度 第1回 佐賀県建設業審議会

【その他】

入札契約制度の見直しの状況等について

県の入札・契約制度の見直しの考え方

建設業に期待するもの：

将来にわたって、幅広く県民生活を支え、地域を守る重要な産業

地域の社会資本整備や維持管理の担い手

地域の雇用の受け皿

地域の災害などに対応する重要な役割

入札・契約制度の見直しの方向性

基本方針

- 公平性、透明性、競争性を確保したうえで、公共工事の品質の向上を図る。
- 県内のそれぞれの地域に根差した技術力と経営に優れた建設業の健全な発展を図る。

見直しの方向性

- 総合評価落札方式は、工事の品質確保やくじ引き対策として有効であり、手続きを簡素化し拡大していく。
- 受注機会の確保を図るため、総合評価落札方式の見直しを行う。
- 職場環境の改善を図るため、受注者希望型による入札の活用にも取り組む。

土木一式工事における「工事成績評定点」及び「くじによる入札」の推移

土木一式工事における総合評価落札方式の拡大

【特A級】

- ・ H18年度：3億円以上
- ・ H19年度：1億円以上
- ・ H20年度：全案件対象

【A級】

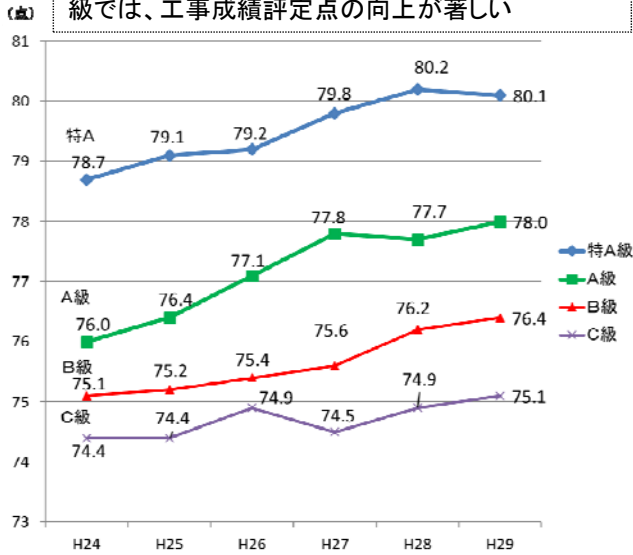
- ・ H21年度：5千万円以上
- ・ H26年度：4千万円以上
- ・ H27年度：全案件対象

【B級】

- ・ H29年度：2千万円以上

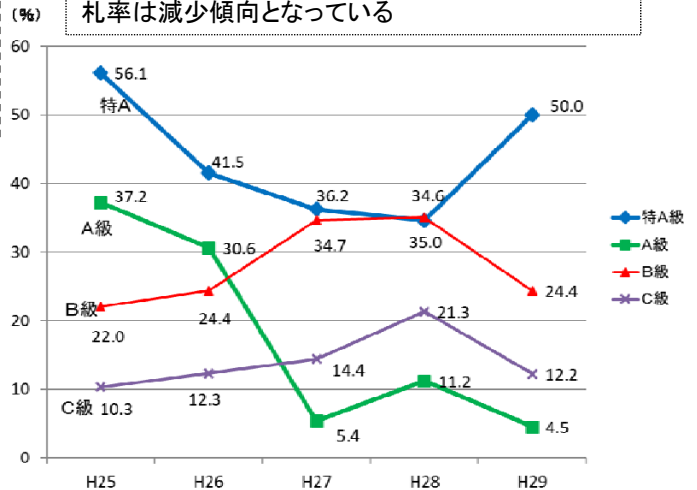
◎ 工事成績評定点

H27年度まで総合評価落札方式を拡大してきたA級では、工事成績評定点の向上が著しい



◎ くじによる入札率

総合評価落札方式を導入したことで、くじによる入札率は減少傾向となっている



● B級くじによる入札率(H29年度)

総合評価	15.6%
価格競争	26.4%

※総合評価はH29年7月1日から導入

◎ A級のくじ案件の平均抽選業者数

H25年度	8.9社	➡	H29年度(全案件総合評価)	2.8社
-------	------	---	----------------	------

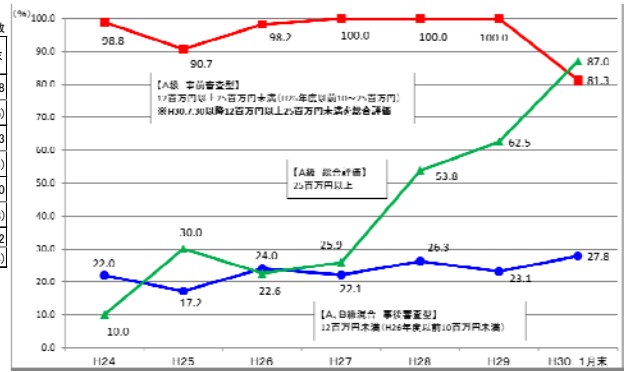
◆H30年度の入札・契約制度の見直し内容

項目	概要	適用日	備考
品質確保とくじ引き対策	総合評価落札方式(自己採点型)の拡大 〔対象:舗装、造園〕	H30年 7月30日	〔対象:舗装A級〕 対象範囲:設計金額18～25百万円 評価項目: (企業)工事成績、地域貢献度、手持ち工事、専門性(舗装機械) (配置予定技術者)資格
			〔対象:造園A級〕 対象範囲:設計金額15～60百万円 評価項目: (企業)工事成績、地域貢献度、手持ち工事 (配置予定技術者)資格
ダンピング対策	低入札価格調査制度の適用	H30年 10月30日	土木一式工事7千万円以上(特A)の工事

H30.7.30以降に総合評価を拡大した「舗装工事」「造園工事」の「くじによる入札」の推移

◎ 舗装工事: 18~25百万円 総合評価拡大

設計金額	上段: %、下段()書きは件数						
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30.1月末
【A、B級混合】 12百万円未満 (H26年度以前10百万円未満)	22.0 (29/132)	17.2 (22/128)	24.0 (36/150)	22.1 (23/104)	26.3 (47/179)	23.1 (39/169)	27.8 (32/115)
【A級 事前審査型】 12百万円以上25百万円未満 (H26年度以前10~25百万円)	98.8 (81/82)	90.7 (107/118)	98.2 (109/111)	100.0 (47/47)	100.0 (50/50)	100.0 (35/35)	81.3 (13/16)
【A級 総合評価】 25百万円以上	10.0 (4/40)	30.0 (9/30)	22.6 (7/31)	25.9 (7/27)	53.8 (21/39)	62.5 (15/24)	87.0 (20/23)
計	44.9 (114/254)	50.0 (138/276)	52.1 (152/292)	43.3 (77/178)	44.0 (118/268)	39.0 (89/228)	42.2 (65/154)



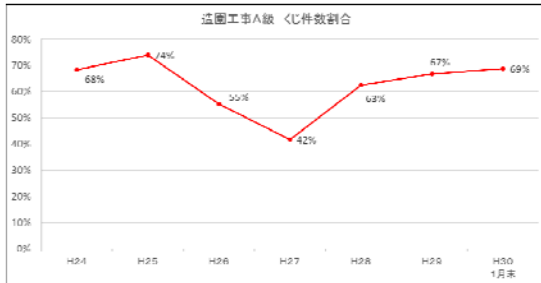
OA級のくじ案件の平均抽選業者数

18~25百万円総合評価件数	5件	価格競争	17.2社
(うちくじ案件)	2件	総合評価	2.9社

◎ 造園工事: 15~60百万円 総合評価拡大

	(くじ件数 / 発注件数)								発注標準
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30.1月末		
造園A級	29社 13/19 68%	17/23 74%	21/38 55%	5/12 42%	15/24 63%	22/33 67%	11/16 69%	(H27年度以降) 7百万円以上 (H26年度以前) 6百万円以上	
造園B級	35社 0/23 -	0/11 -	0/15 -	0/13 -	0/11 -	1/10 13%	0/8 -	(H27年度以降) 2.5~7百万円 (H26年度以前) 2~6百万円	
造園C級	33社 0/3 -	0/6 -	0/13 -	0/3 -	0/3 -	0/4 -	0/3 -	(H27年度以降) 2.5百万円未満 (H26年度以前) 2百万円未満	
発注件数 計	45	39	66	28	38	47	27		

15~60百万円総合評価件数	4件
(うちくじ案件)	1件



OA級のくじ案件の平均抽選業者数 (H30年度)

価格競争	8.2社
総合評価	2.0社

◆H31年度の入札・契約制度の見直し内容

項目	概要	適用日	備考
労働環境の改善	週休二日制の試行	H31年3月から適用済み	国土交通省所管事業の土木一式工事7,000万円以上の建設工事において、受注者希望型で試行
	ICT活用工事の施工		国土交通省所管事業の土工量(掘削・盛土の合計)1,000m ³ 以上の建設工事において、受注者希望型で試行
品質確保	設計業務委託での総合評価落札方式の拡大	H31年4月1日	対象範囲: 設計金額10百万円以上 対象業務: 道路設計、護岸設計、橋梁、河川樋門・樋管、砂防堰堤、クレーク防災 評価項目: (企業)実績、成績、地元貢献、不誠実な行為、 (技術者)資格、手持ち業務量
受注機会の確保	佐賀県建設工事共同企業体取扱要領の見直し	H31年3月下旬	設計金額が一定規模以上の大規模工事で、発注部局長が必要と認める工事については、構成員数を拡大。 (従前2又は3社としていたが4社以上も可とする。)

週休二日制の試行

- (1) 目的：建設業界では、若手技術者が離職している一方で、入職者が年々減少するなど、将来の担い手確保が大きな課題となっている。このため、長時間労働の是正や休日確保できる環境整備を推進する。
- (2) 実施概要：国土交通省所管事業の土木一式工事 7,000万円以上の工事（特A案件）において、受注者希望型で試行。
竣工時期や作業時間に制約がある工事、災害復旧等緊急を要する工事は対象外。
- 週休二日定義：工事着手から監督・検査・確認申請書を提出するまでの間、4週6休以上の休日確保し、工事現場を完全閉所するもの。（国土交通省同様、雨天等による現場閉所も振替可能）
- 取組評価項目：1) 休日の実績に応じ、当面の間、諸経費（共通仮設費、現場管理費）を設計変更で計上
2) 休日の実績に応じ、工事成績評定の工程管理の項目で評価

ICT（情報通信技術）活用工事の試行

- (1) 目的：建設生産システムの効率化、高度化に取り組むことで、担い手不足への対応を図る。
- (2) 実施概要：国土交通省所管事業の土工量（掘削・盛土の合計）1,000m³以上（災害復旧工事を除く）の建設工事で、着工前測量から納品までICTを活用したものを受注者希望型で試行
- 取組評価項目：1) ICT活用経費（施工経費、3次元測量費など）を設計変更で計上
2) 工事成績評定の創意工夫の項目で評価

7

〔品質確保〕設計業務委託での総合評価落札方式の拡大について

- (1) 目的：設計業務委託での総合評価落札方式を拡大することで、設計業務の品質を確保するとともに、技術力のある企業が受注できる環境を創出し、県内企業の健全で計画的な経営への寄与を図る。
- (2) 実施概要：設計価格が1,000万円以上（税込み）の設計業務（条件付一般競争入札案件）において、事務手続きを簡素化した自己採点型の総合評価落札方式を適用する。

○取組・評価項目：H31年度は以下の業務にて試行

〔対象金額〕設計価格1,000千万円以上の業務（条件付一般競争入札案件）

〔対象業務〕道路設計、護岸設計、橋梁、河川樋門・樋管、砂防堰堤、クリーク防災

〔評価項目〕	企業の評価項目	実績、成績、地元貢献、不誠実な行為	以上4項目
	技術者の評価項目	資格、手持ち業務量	以上2項目

施行後、課題等を整理のうえ、対象金額、対象工種、技術提案対象等を拡大していく

〔受注機会の確保〕特定JV（建設工事共同企業体）の要領見直しについて

- (1) 目的：県内企業の受注機会の確保を図るため
- (2) 実施概要：構成員数の見直し（従前2又は3社としていたが4社以上も可とする。）

改正前	改正後
(構成員数) 第3条 共同企業体を構成する建設業者（以下「構成員」という。）の数は、2又は3社とし、工事ごとに定めるものとする。	(構成員数) 第3条 共同企業体を構成する建設業者（以下「構成員」という。）の数は、2又は3社とし、工事ごとに定めるものとする。ただし、設計金額が一定規模以上の大規模工事で、発注部局長が必要と認める工事については、この限りではない。

8